

## ○長瀬町介護保険事業者における事故報告取扱要綱

平成20年12月3日

告示第93号

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく埼玉県介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）、長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年長瀬町条例第3号）、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年長瀬町条例第4号）、長瀬町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年長瀬町条例第1号）、長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年長瀬町条例第3号）、長瀬町訪問型生活援助サービス事業実施要綱（平成28年長瀬町告示第30号）、長瀬町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年長瀬町告示第32号）及び長瀬町通所型サービス事業実施要綱（平成29年長瀬町告示第16号）の規定による、事故が発生した場合の長瀬町（以下「町」という。）への報告の内容及び手順等を定めることを目的とする。

(報告すべき事故の範囲)

第2条 事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援、法第48条第1項に規定する施設サービス等、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援又は法第115条の4第1項第1号に規定する第1号サービスのサービス（以下この条において「介護保険サービス」という。）を行う者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事故が、町の被保険者に対して発生した場合又は町内に所在する事業所において発生した場合には、町に報告しなければならない。

(1) 利用者が死亡に至った場合

- (2) 介護保険サービス（送迎及び通院等を含む。）提供時に発生した事故により、利用者が医師（施設の勤務医及び配置医を含む。）の診断を受け、投薬又は処置等何らかの治療が必要となった場合
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症が発生した場合
- (4) 職員の法令違反又は不祥事等が発生し、利用者又は事業者に損害を与えた場合
- (5) 利用者が行方不明となった場合
- (6) 火災、震災及び風水害等により、利用者又は事業者に人的又は物的被害が生じた場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、報告が必要と認められる事故が発生した場合（報告手順等）

第3条 事業者は、前条に規定する報告すべき事故が発生した場合には、第1報として事故報告書（国が示す様式の例による。以下この条において同じ。）により、事故報告書内の1から6までの項目について可能な限り記載し、事故発生後5日以内を目安に、町に報告しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により報告した事故の状況に変化が生じた場合等には、事故報告書により、必要に応じて、町に追加報告しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定により報告した事故の原因分析や再発防止策等について、事故報告書により、作成次第、町に報告しなければならない。

4 前3項の規定による報告は、原則、電子メール等の電磁的方法により行わなければならない。

（対応）

第4条 町は、事業者からの報告に基づき、速やかに事故の状況把握等を行うとともに、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うものとする。

2 事故への対応に当たって町は、必要に応じて他の市町村、埼玉県及び埼玉県国民健康保険団体連合会に情報提供を行い、連携を図るものとする。

（その他）

第5条 その他必要な事項については別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 25 号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条のうち、長瀬町介護保険事業者における事故報告取扱要綱の改正規定中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）」を「長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年長瀬町条例第 3 号）、長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年長瀬町条例第 4 号）」に改める部分は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 28 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 29 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 56 号）

この告示は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 9 号）

この告示は、令和 7 年 2 月 6 日から施行する。